檀原村障害者計画 第7期檜原村障害福祉計画 第3期檜原村障害児福祉計画

(令和6年度~令和8年度)

令和6年3月

檜 原 村

目 次

弗 I □	草 計画の束疋にめたって	I
1	1 計画策定の背景と趣旨	1
2	2 計画の性格と位置づけ	2
3	3 計画の対象	3
4	4 計画の期間	4
5	5 計画策定の体制	4
6	6 障害者施策をめぐる近年の動向	5
第2章	章 障害者を取り巻く状況	7
1	1 統計からみる状況	7
2	2 アンケートからみる状況	11
3	3 実績からみる状況	19
4	4 現状と課題	28
第3章	章 計画の基本理念・基本指針	31
	1 基本理念	
2	2 基本目標	
3	3 施策の体系	33
第4章	章 障害者計画における施策の推進	34
基	基本目標1 ともに暮らす地域づくり	34
基	基本目標2 地域で支える支援体制づくり	39
基	基本目標3 安心して生活できる村づくり	42
第5章	章 障害福祉計画・障害児福祉計画	46
1	1 計画の基本的な考え方	46
2	2 障害福祉サービスの提供体制が目指す目標	47
3	3 障害福祉サービス等の見込み量と取組	53
第6章	章 計画の推進に向けて 章 計画の推進に向けて	78
1	1 各サービスの円滑な実施に向けた取組	78
2	2 計画達成状況の点検及び評価	79
資料網	編	80
1	1 檜原村障害福祉計画策定委員会設置条例	80
2	2 檜原村障害福祉計画策定委員会委員名簿	81
3	3 計画策定の経過	81

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

国では、平成 18 年に国際連合総会で採択された「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、平成 23 年に「障害者基本法」での差別の禁止、平成 24 年に「障害者虐待防止法」での障害者虐待の防止策の強化、平成 25 年に「障害者総合支援法」での障害の範囲の見直しなど、障害者施策の制度改革が進められてきました。

また、平成30年に「障害者文化芸術推進法」、令和元年に「読書バリアフリー法」が施行されるなど、障害の有無にかかわらず、様々な形での社会参加や文化活動を支援するための法律も整備されました。さらに、令和4年には、障害者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策を総合的に推進する「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、市町村障害者計画の策定にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされました。

福祉分野全体では、すべての方が住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、住民や地域の多様な主体が助けあうことで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る「地域共生社会」の実現に向けて、社会福祉制度の整備などが進められています。

本村では、令和2年度に「檜原村障害者計画・第6期檜原村障害福祉計画・第2期檜原村障害児福祉計画」を策定し、<障害のあるすべての方が地域で役割を持ち地域社会の一員として活躍できる村づくり><子供から大人まですべての村民がともに安心して暮らせる、助けあい・支えあいの村づくり><村のあらゆる資源を活用し、誰もが必要なサービスを受けることができる村づくり>の3つを基本理念に掲げ、障害福祉施策を進めてきました。

この度、これまでの村の取組に、新たな国の障害者制度の動向等を踏まえ、檜原村におけるさらなる障害者福祉の村づくりを推進するため、「檜原村障害者計画・第7期檜原村障害福祉計画・第3期檜原村障害児福祉計画(以下、本計画)」を策定します。

2 計画の性格と位置づけ

■ (1) 法的な位置づけ

本計画は、障害者基本法に基づく、障害者のための施策に関する基本的な考え方や方向性を定める「障害者計画」と、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障害福祉サービス・障害児福祉サービスの種類ごとの必要なサービス量の見込み、その確保のための方策等を示す「障害福祉計画」「障害児福祉計画」の3つの性質を併せ持つ計画です。

■障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画 (以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者総合支援法(平成17年法律第123号)

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法 (昭和 22 年法律第 164 号)

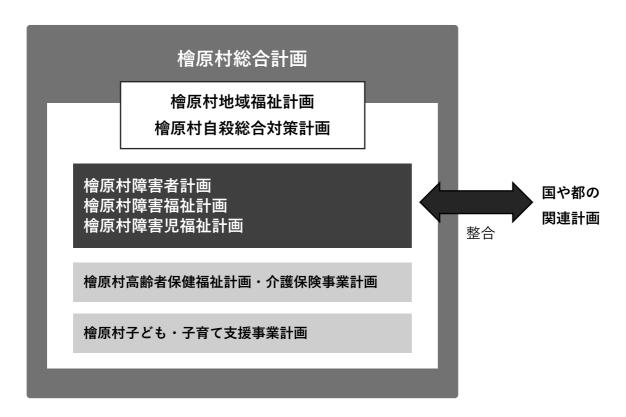
第33条の20第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他 障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」 という。)を定めるものとする。

■ (2) 各種計画における位置づけ

本計画は、本村における村づくり計画の上位計画である「檜原村総合計画」の個別計画の一つであり、総合計画に掲げる檜原村の実現に向け、障害者施策の観点からその具体化を図る計画として位置づけます。

また、国や都の関連計画や、「檜原村地域福祉計画・檜原村自殺総合対策計画」と整合を図り、障害者福祉をはじめ児童福祉や高齢者福祉等と共通理念のもと、福祉施策の充実に向けて取り組みます。



3 計画の対象

本計画は、「障害者基本法」に基づき、障害のある方の定義を【身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)、その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの】とし、高次脳機能障害のある方や難病患者等も含むこととします。

また、障害の有無を問わず、すべての村民に対して、本計画の実現に向けた積極的な取組 を期待するものです。

4 計画の期間

障害者計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6か年とします。

障害福祉計画及び障害児福祉計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
障害者計画	本計画					
障害福祉計画	本記	计画(第7期])		次期計画	
障害児福祉計画	本計画(第3期)				次期計画	

5 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、「檜原村障害福祉計画策定委員会」を設置し、計画の内容についての審議を行いました。策定委員会には、障害者団体関係者や障害福祉の現場で活動する事業所の職員等福祉関係者に委員として参画していただいています。

また、本計画の策定にあたり、障害者の現状や課題の把握のために、村内に居住する障害者及び本村の障害福祉サービス利用者に対してアンケート調査を実施しました。

6 障害者施策をめぐる近年の動向

■(1)国の障害者基本計画(第5次)の概要

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【各分野における障害者施策の基本的な方向】

差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- 社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

安全・安心な生活環境の整備

- 移動しやすい環境の整備、まちづくりの総合的な推進

情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- 障害者に配慮した情報通信·放送·出版の普及、意思疎通支援の人材育成やサービスの利用促進

防災、防犯等の推進

- 災害発生時における障害特性に配慮した支援

行政等における配慮の充実

- 司法手続や選挙における合理的配慮の提供等

保健・医療の推進

- 精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- 意思決定支援の推進、相談支援体制の構築、地域移行支援・在宅サービス等の充実

教育の振興

- インクルーシブ教育システムの推進・教育環境の整備

雇用・就業、経済的自立の支援

-総合的な就労支援

文化芸術活動・スポーツ等の振興

- 障害者の芸術文化活動への参加、スポーツに親しめる環境の整備

国際社会での協力・連携の推進

- 文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

(2) 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の基本指針

【基本指針見直しの主な事項】

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設

障害者等に対する虐待の防止

- ・自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

「地域共生社会」の実現に向けた取組

・社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に 係る記載の新設

障害福祉サービスの質の確保

・都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

障害福祉人材の確保・定着

- ・ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

・障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化

- ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

第2章 障害者を取り巻く状況

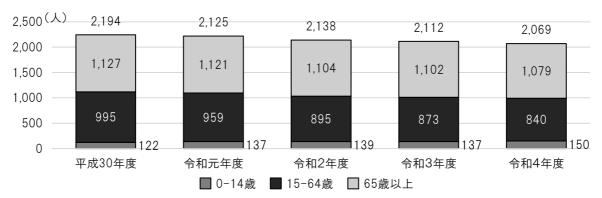
1 統計からみる状況

(1) 人口の状況

本村の人口は、減少傾向となっており令和4年度で2.069人となっています。

年齢3区分別にみると、15-64歳と65歳以上は減少してますが、0-14歳は増加しており、 令和4年度で0-14歳は150人、15-64歳は840人、65歳以上は1,079人となっています。

■年齢3区分別人口の推移



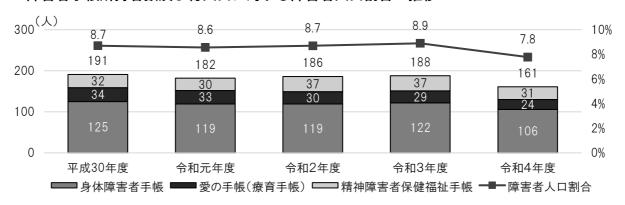
資料:福祉けんこう課(各年度末時点)

(2) 障害者手帳所持者の状況

障害者手帳所持者数は、令和 4 年度に大きく減少し、161 人となっています。総人口に対する障害者人口割合も同じく令和 4 年度に低下し、7.8%となっています。

手帳別にみると、身体障害者手帳と愛の手帳は減少、精神障害者保健福祉手帳は概ね横ばいとなっています。

■障害者手帳所持者数及び総人口に対する障害者人口割合の推移

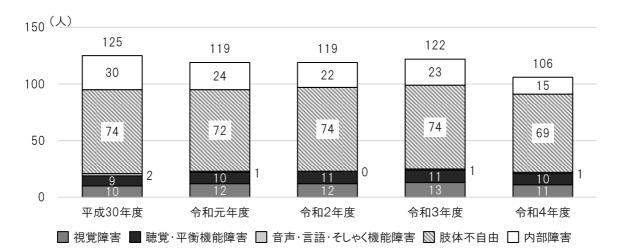


(3)身体障害者手帳所持者の状況

身体障害者手帳所持者数は、令和3年度に微増しましたが、令和4年度に減少しています。 障害部位別にみると、令和4年度では「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」、「視 覚障害」となっています。平成30年度と令和4年度を比較すると、「内部障害」が大きく減 少しています。

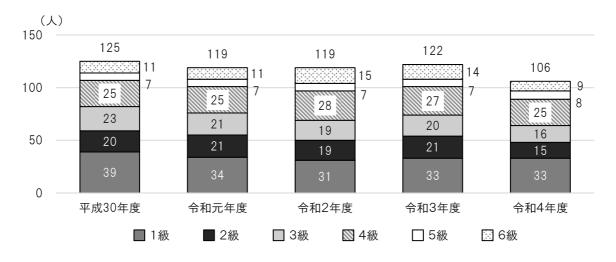
等級別にみると、令和4年度では「1級」が最も多く、次いで「4級」、「3級」となっています。

■障害部位別の身体障害者手帳所持者数の推移



資料:福祉けんこう課(各年度末時点)

■等級別の身体障害者手帳所持者数の推移

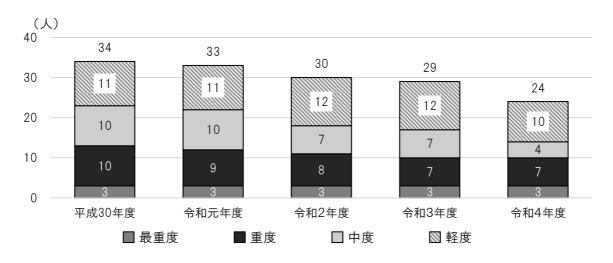


■(4)愛の手帳(療育手帳)所持者の状況

愛の手帳(療育手帳)所持者数は、平成30年度以降減少しています。

等級別にみると、令和4年度では「軽度」が最も多く、次いで「重度」、「中度」となっています。平成30年度から令和4年度にかけて「最重度」は横ばい、その他の等級は減少しています。

■等級別の愛の手帳(療育手帳)所持者数の推移



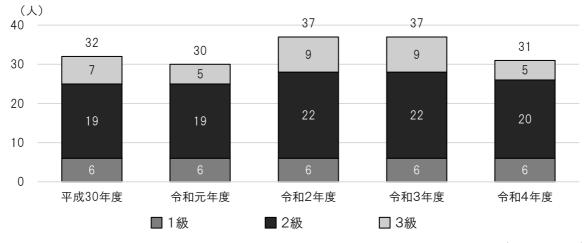
資料:福祉けんこう課(各年度末時点)

■(5)精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度に減少し、その後増加したものの、令和 4年度に減少しています。

等級別にみると、令和 4 年度では「2 級」が最も多く、次いで「1 級」、「3 級」となっています。

■等級別の精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(6) 自立支援医療の受給者数の状況

自立支援医療の受給者数は、令和2年度に大きく減少しましたが、令和3年度に増加し、 令和4年度に再び減少しています。

「更生医療」は令和 2 年度以降 0 人、「育成医療」も 0 人、「精神通院医療」は令和 4 年度で 41 人となっています。

■自立支援医療の受給者数の推移

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	1	1	0	0	0
育成医療	0	0	0	0	0
精神通院医療	57	62	38	50	41
	58	63	38	50	41

資料:福祉けんこう課(各年度末時点)

【(7)難病患者数の状況

難病患者数は、令和2年度以降、同水準で推移しています。令和4年度で「特定疾患」が 17人、「小児慢性特定疾患」が1人、「血友病」が0人となっています。

■難病患者数の推移

単位:人	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定疾患	21	21	16	17	17
小児慢性特定疾患	0	0	1	1	1
血友病	0	0	0	0	0
	21	21	17	18	18

2 アンケートからみる状況

(1)アンケート調査の概要

村内に居住する障害者及び檜原村の障害福祉サービス利用者の日中活動の状況、障害の状態、施策への要望等を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的にアンケート調査を実施しました。

■調査概要

調査対象者	檜原村に居住している障害者手帳をお持ちの方及び檜原村に居住して いないが檜原村の障害福祉サービスを利用されている方
調査期間	令和5年7月7日~7月26日
調査方法	郵送配付・郵送回収

■調査票配付数・回収数

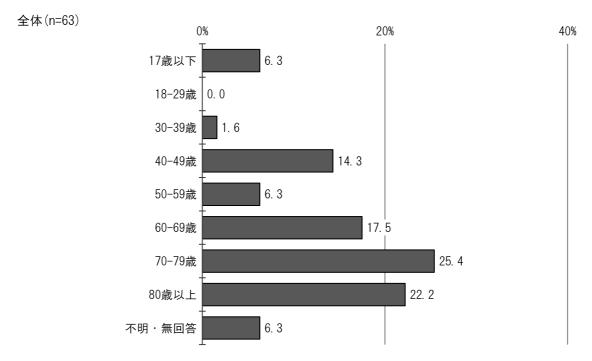
配付数	回収数	有効回答率
163 件(うち村外が 11 件)	63 件	38.7%

■報告書の見方

- ・図表中の「n (number of cases)」は、集計対象者数(あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人)を表しています。
- ・回答結果の割合「%」は集計対象者数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答(複数の選択肢から1つの選択肢を選 ぶ方式)であっても合計値が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答(複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式)の設問の場合、回答は選択肢 ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を 超える場合があります。

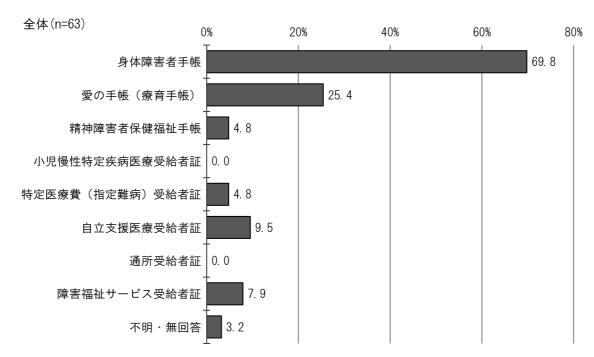
① 回答者の年齢(単数回答)

「70-79 歳」が 25.4%と最も高く、次いで「80 歳以上」が 22.2%、「60-69 歳」が 17.5% となっています。

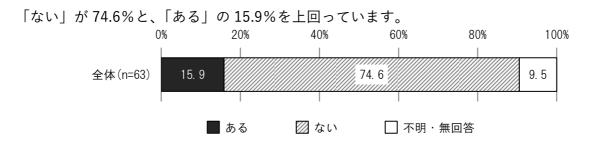


② 回答者がお持ちの手帳や受給者証(複数回答)

「身体障害者手帳」が 69.8% と最も高く、次いで「愛の手帳(療育手帳)」が 25.4%、「自立支援医療受給者証」が 9.5% となっています。

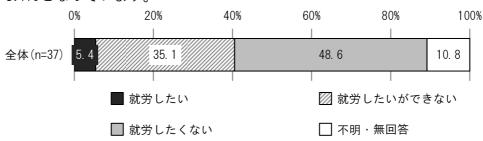


③ 直近3年で、差別・偏見を受けた経験の有無(単数回答)



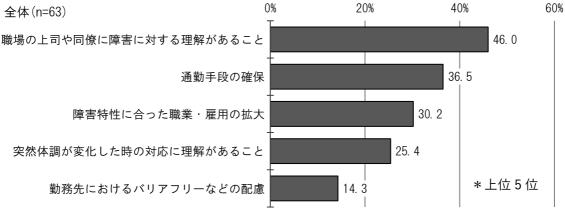
④ 【18歳以上で就労していない方限定】就労意向(単数回答)

「就労したくない」が 48.6%と最も高く、次いで「就労したいができない」が 35.1%、「就 労したい」が 5.4%となっています。



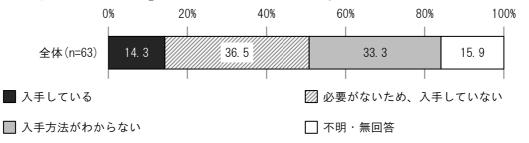
⑤ 障害者の就労支援で必要なこと(複数回答)

「職場の上司や同僚に障害に対する理解があること」が 46.0%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が 36.5%、「障害特性に合った職業・雇用の拡大」が 30.2%となっています。



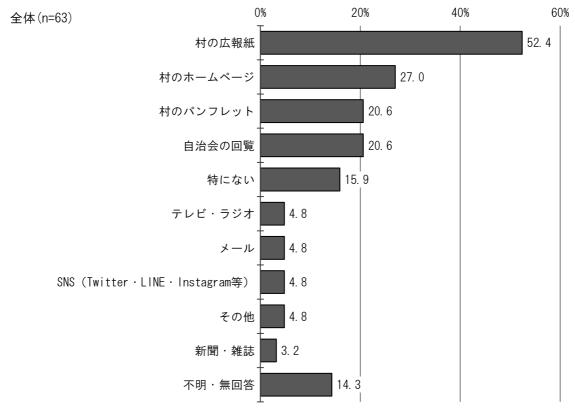
⑥ 障害福祉に関する情報の入手の有無(単数回答)

「必要がないため、入手していない」が 36.5%と最も高く、次いで「入手方法がわからない」が 33.3%、「入手している」が 14.3%となっています。



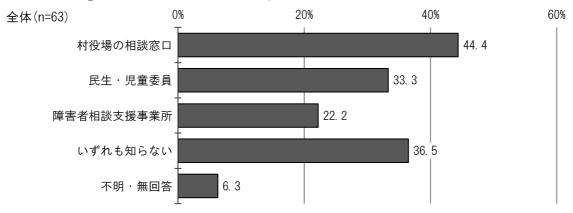
⑦ 障害福祉に関する情報が入手しやすい方法(複数回答)

「村の広報紙」が 52.4%と最も高く、次いで「村のホームページ」が 27.0%、「村のパンフレット」「自治会の回覧」がともに 20.6%となっています。



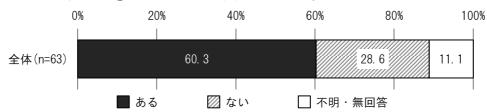
⑧ 相談窓口の認知状況(複数回答)

「村役場の相談窓口」が 44.4%と最も高く、次いで「いずれも知らない」が 36.5%、「民生・児童委員」が 33.3%となっています。



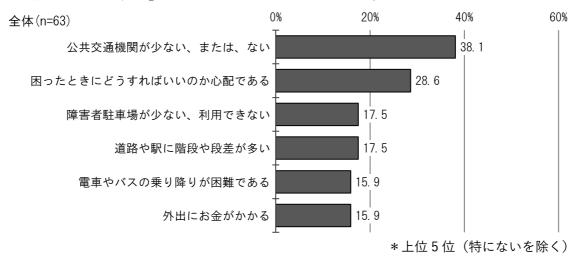
⑨ 悩みや困ったことを相談できる人や機関の有無(単数回答)





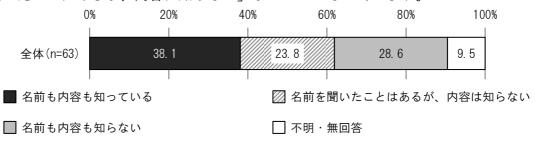
⑩ 外出するときに困ること(複数回答)

「公共交通機関が少ない、または、ない」が 38.1%と最も高く、次いで「困ったときにどうすればいいのか心配である」が 28.6%、「障害者駐車場が少ない、利用できない」「道路や駅に階段や段差が多い」がともに 17.5%となっています。



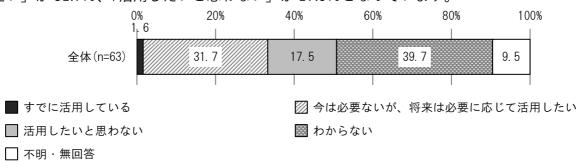
① 「成年後見制度」の認知状況(単数回答)

「名前も内容も知っている」が38.1%と最も高く、次いで「名前も内容も知らない」が28.6%、「名前を聞いたことはあるが、内容は知らない」が23.8%となっています。



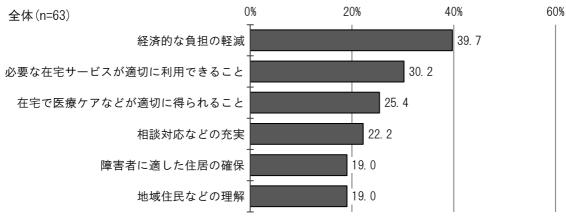
② 「成年後見制度」の活用意向(単数回答)

「わからない」が39.7%と最も高く、次いで「今は必要ないが、将来は必要に応じて活用したい」が31.7%、「活用したいと思わない」が17.5%となっています。



③ 地域で生活するために必要な支援(複数回答)

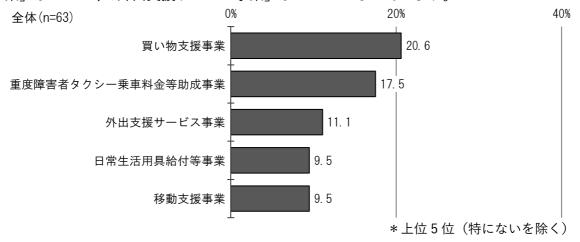
「経済的な負担の軽減」が 39.7%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が 30.2%、「在宅で医療ケアなどが適切に得られること」が 25.4%となっています。



*上位5位(特にないを除く)

⑭ 今後3年以内に利用したい地域生活支援(複数回答)

「買い物支援事業」が 20.6%と最も高く、次いで「重度障害者タクシー乗車料金等助成事業」が 17.5%、「外出支援サービス事業」が 11.1%となっています。



⑤ 今後3年以内の暮らしの希望(単数回答)

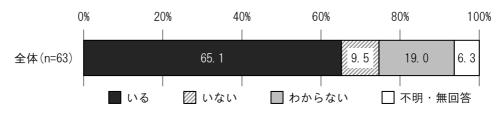
「現在と同じように暮らしたい」が 73.0%と最も高く、次いで「家族と一緒に暮らしたい」 が 12.7%、「わからない」が 6.3%となっています。

現在の暮らし別にみると、いずれにおいても「現在と同じように暮らしたい」が最も高くなっています。

	単位::%	現在と同じように暮らしたい	一人暮らしをしたい	らす場合を含む)婚などにより新しい家族と暮家族と一緒に暮らしたい(結	たいだループホームなどで暮らし	施設に入りたい	その他	わからない	不明・無回答
全体(n=63)	73.0	4.8	12.7	1.6	_	-	6.3	1.6
現	一人暮らし(n=12)	66.7	8.3	8.3		_	ı	16.7	_
在の	家族と暮らしている(n=42)	81.0	2.4	11.9	-	_	-	4.8	
暮ら	グループホーム等(n=3)	66.7	_	_	33.3	_		_	_
į.	施設·医療機関(n=5)	40.0	20.0	40.0	-	_	_	_	_

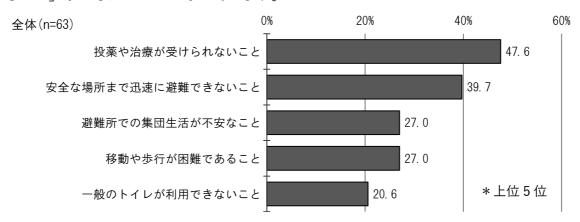
(f) 災害時に避難を手助けしてくれる人の有無(単数回答)

「いる」が 65.1%と最も高く、次いで「わからない」が 19.0%、「いない」が 9.5%となっています。



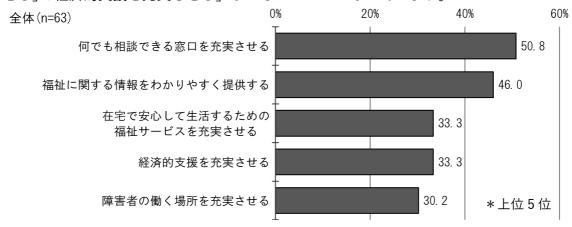
① 災害時に困ることや不安なこと(複数回答)

「投薬や治療が受けられないこと」が 47.6%と最も高く、次いで「安全な場所まで迅速に 避難できないこと」が 39.7%、「避難所での集団生活が不安なこと」「移動や歩行が困難であること」がともに 27.0%となっています。



(18) 障害者にとって暮らしやすい村にするために希望すること(複数回答)

「何でも相談できる窓口を充実させる」が 50.8%と最も高く、次いで「福祉に関する情報をわかりやすく提供する」が 46.0%、「在宅で安心して生活するための福祉サービスを充実させる」「経済的支援を充実させる」がともに 33.3%となっています。



3 実績からみる状況

(1)成果目標

① 福祉施設から地域生活への移行

令和元年度末時点の施設入所者数は6人、令和5年度末時点の施設入所者数も6人となっており、施設入所者数は同水準で推移しています。

【村の方向性】

項目	目標	実績値	備考
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	6人	6人	令和元年度末の人数
令和 5 年度末時点の施設入所者数 (B)	6人	6人	令和5年度末の利用人員見込み
地域生活移行者	0人	0人	令和5年度末までに地域生活へ移行 する人の目標人数
施設入所者数の削減(A-B)	0人	0人	令和5年度末までに削減する施設入 所者数

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【村の方向性】 成果目標の設定なし

精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターを含めた保健・医療・福祉関係者による地域自立支援協議会において協議しました。

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

【村の方向性】 成果目標の設定なし

現状、村内にグループホーム等の居住できる施設がなく、地域生活支援拠点等の整備は進んでいない状況ですが、相談支援を強化し、緊急時にも対応できる体制を整備しました。

④ 福祉施設から一般就労への移行等

就労継続支援 A 型や就労継続支援 B 型の利用はありましたが、一般就労への移行はありませんでした。

【村の方向性】

項目	目標	実績値	備考
令和5年度中に就労移行支援事業等を通じた 一般就労への移行者数	0人	0人	令和5年度に福祉施設を退所し、 一般就労すると見込まれる人数
うち就労移行支援事業の一般就労移行者数	0人	0人	
うち就労継続支援 A 型事業の 一般就労移行者数	0人	0人	
うち就労継続支援 B 型事業の 一般就労移行者数	0人	0人	
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行 者の就労定着支援事業利用者数	0人 (0%)	0人 (0%)	_
就労定着支援事業所の就労定着率	0人	0人	_

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

現状、児童発達支援センターや児童発達支援事業所等の設置は難しく、児童関連の既存の協議会や地域自立支援協議会を協議の場とし、関係機関と連携をしながら支援体制を整備しました。

【村の方向性】

項目	目標	実績値
児童発達支援センターの設置	0 箇所	0 箇所
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	0 箇所	0 箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び 放課後等デイサービス事業所の確保	0 箇所	0 箇所
医療的ケア児支援について連携を図るための協議の場の設置	0 箇所	0 箇所
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	0人	0人

⑥ 相談支援体制の充実・強化等

【村の方向性】 成果目標の設定なし

地域自立支援協議会を中心に相談支援事業所や専門機関、地域の民生・児童委員等関係機関と連携し、一人ひとりに合わせた総合的な支援を行いました。また、基幹相談支援センターの整備について検討しましたが、設置には至っておりません。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

【村の方向性】 成果目標の設定なし

障害福祉サービス等の質を向上させるため、都等が実施する障害福祉サービス等に関する研修に参加し、学んだ情報を担当課で共有しました。また、障害福祉サービスの利用状況を把握し、十分な提供ができているか検証した結果、移動手段に関するサービスのニーズが高いことがわかりました。

(2)訪問系サービス

令和3年度から令和5年度まで、居宅介護は2人、重度訪問介護は1人の利用があります。 その他のサービスの利用実績はありません。

実利用者数:人/月、利用時間:時間/月

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
	実利用者数	計画値	2	2	2
		実績値	2	2	2
①居宅介護		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
		計画値	12	12	12
	利用時間*	実績値	8日	9 日	9日
		計画値比	_		
		計画値	1	1	1
	実利用者数	実績値	1	1	1
②重度訪問介護		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
		計画値	112	112	112
	利用時間*	実績値	21 日	20 日	6 日
		計画値比	_	_	_
		計画値	0	0	0
	実利用者数	実績値	0	0	0
③同行援護		計画値比	_	_	_
	利用時間	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
		計画値比	_		_
	実利用者数	計画値	0	0	0
		実績値	0	0	0
4行動援護		計画値比	_		_
(十)] 到1友设		計画値	0	0	0
	利用時間	実績値	0	0	0
		計画値比	_		—
⑤重度障害者等包括支援		計画値	0	0	0
	実利用者数	実績値	0	0	0
		計画値比	_		
② 生反阵古伯奇已拍义拔		計画値	0	0	0
	利用時間	実績値	0	0	0
		計画値比	_		

^{*}計画値は利用時間で設定しましたが、実績値は利用日数で把握しています

■(3)日中活動系サービス

令和5年度時点で、生活介護は8人、就労継続支援A型(雇用型)は1人、就労継続支援B型(非雇用契約型)は5人、療養介護は1人、短期入所(福祉型)は1人の利用があります。 その他のサービスの利用実績はありません。

実利用者数:人/月、サービス量:人日/月

			大利の石田 人口4石田 令和5年度				
			令和3年度	令和4年度	(見込み)		
①生活介護		計画値	8	8	8		
	実利用者数	実績値	8	8	8		
	_	計画値比	100.0%	100.0%	100.0%		
		計画値	171	171	171		
	サービス量	実績値	172 100.6%	176 102.9%	175 102.3%		
		計画値比		_			
	実利用者数	計画値 実績値	0	0 0	0		
	关门用有数	計画値比		<u>.</u>	0		
②自立訓練(機能訓練)		計画値	0	0	0		
	サービス量	<u></u>	Ö	<u>ŏ</u> -	Ö		
		計画値比		<u>-</u> -			
		計画値	1	1	1		
	実利用者数	実績値	1	1	0		
②白六訓练 (先注訓练)		計画値比	100.0%	100.0%	0.0%		
③自立訓練(生活訓練)		計画値	24	24	24		
	サービス量	実績値	25	25	0		
		計画値比	104.2%	104.2%	0.0%		
		計画値	1	1	1		
	実利用者数	実績値	0	0	0		
④就労移行支援		計画値比	0.0%	0.0%	0.0%		
受机力1911又接		計画値	16	16	16		
	サービス量	実績値	0	0	0		
		計画値比	0.0%	0.0%	0.0%		
	実利用者数	計画値	2	<u>2</u> 1	2		
5就労継続支援 A 型		実績値 計画値比	50.0%	50.0%	50.0%		
(雇用型)	_	計画値	39	39	39		
(准加重)	サービス量	実績値	31	22	21		
		計画値比	79.5%	56.4%	53.8%		
		計画値	5	5	5		
	実利用者数	実績値	4	5	5		
⑥就労継続支援B型		計画値比	80.0%	100.0%	100.0%		
(非雇用契約型)		計画値	67	67	67		
	サービス量	実績値	65	68	73		
		計画値比	97.0%	101.5%	109.0%		
		計画値	0	0	0		
⑦就労定着支援	実利用者数	実績値	0	0	0		
		計画値比	_	_	_		
⑧療養介護	d 41 5 4 10	計画値	1	1	1		
	実利用者数	実績値	100.00	1 100.0%	1		
		計画値比	100.0%		100.0%		
	宝利田耂粉	計画値 実績値	0	1 0	<u>1</u> 1		
	実利用者数	美領他 計画値比	0.0%	0.0%	100.0%		
⑨短期入所(福祉型)		計画値	10	10	100.0%		
	サービス量	実績値	0	0	18		
) CAE	計画値比	0.0%	0.0%	180.0%		
			0.070	0.070	100.070		

(4) 居住系サービス

令和3年度から令和5年度まで、共同生活援助(グループホーム)は5人(そのうち精神障害者が2人)、施設入所支援は6人の利用があります。自立生活援助の利用実績はありません。

実利用者数:人/月

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
①共同生活援助 (グループホーム)	実利用者数	計画値	8 (2)	8 (2)	8 (2)
		実績値	5 (2)	5 (2)	5 (2)
		計画値比	62.5% (100.0%)	62.5% (100.0%)	62.5% (100.0%)
	実利用者数	計画値	6	6	6
②施設入所支援		実績値	6	6	6
		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
③自立生活援助	実利用者数	計画値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計画値比	_	_	_

※①及び③の()内は精神障害者

(5)相談支援

計画相談支援は、令和4年度に実績値が計画値を上回りましたが、令和5年度は利用者数が減少し、3人となっています。地域移行支援と地域定着支援の利用実績はありません。

実利用者数:人/月

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		計画値	5	5	5
①計画相談支援	実利用者数	実績値	4	6	3
		計画値比	80.0%	120.0%	60.0%
	実利用者数	計画値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
②地域移行支援		実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計画値比	—	—	_
③地域定着支援	実利用者数	計画値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		実績値	0 (0)	0 (0)	0 (0)
		計画値比	<u> </u>	—	<u> </u>

※②及び③の()内は精神障害者

■(6)障害児通所支援及び障害児相談支援

放課後等デイサービスは令和3年度から利用者数が2人、児童発達支援は令和4年度から1人、障害児相談支援は令和4年度のみ利用者数1人となっています。その他のサービスの利用実績はありません。

実利用者数:人/月、サービス量:人日/月、配置人数:人/年

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
		計画値	0	0	0
◆旧本※法 +塩	実利用者数	実績値	0	1	1
		計画値比	_	—	
①児童発達支援		計画値	0	0	0
	サービス量	実績値	0	3	5
		計画値比	_		_
		計画値	2	2	2 2
	実利用者数	実績値			
②放課後等デイサービス		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
と		計画値	11	11	11
	サービス量	実績値	10	13	15
		計画値比	90.9%	118.2%	136.4%
		計画値	0	0	0
	実利用者数	実績値	0	0	0
③保育所等訪問支援		計画値比	_	_	_
		計画値	0	0	0 0
	サービス量	実績値	0	0	0
		計画値比	_	_	_
		計画値	0	0	0
	実利用者数	実績値	0	0	0
④医療型児童発達支援		計画値比	0	0	0
	 サービス量	計画値	0	0	0
	サーヒ人重 	実績値		<u></u>	······
		計画値比	1	1	1
⑤障害児相談支援	 実利用者数	計画値 実績値		1	<u>1</u>
少阵音儿伯歌又波	天利用有数 	天根吧 計画値比	0.0%	100.0%	0.0%
		計画値	0.070	0	0.070
⑥居宅訪問型児童発達支援	 実利用者数	│ <u>□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □</u>	0	<u> </u>	<u>ö</u>
◎冶七奶问主儿里先连又饭	大小川田奴	計画値比	<u> </u>	-	<u>-</u>
⑦医療的ケア児に対する関連	計画値	0	0	0	
分野の支援を調整するコーデ		実績値	Ö	0	0
イネーター		計画値比			
11 7		可問吧儿			

■ (7) 地域生活支援事業(必須事業)

日常生活用具給付等事業と移動支援事業に一定の利用があり、日常生活用具給付等事業は計画値を上回る実績となっています。理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業(基幹相談支援センターの設置・基幹相談支援センター等強化事業・住宅入居等支援事業)は未実施となっています。

実施の有無:有無/年、設置箇所数:箇所/年、設置の有無:有無/年、実利用者数:人/年、利用件数:件/月 実施箇所数:箇所/年、利用時間数:時間/月

				令和3年度	令和4年度	令和5年度
		I	司事体	=		(見込み)
①理解促進研修・啓発事業		実施の有無	計画値 実績値	有	有. 無	有
			計画値比	///		無
			計画値	有	有	有
②自発的活動	动支援事業	 実施の有無	<u></u>	無	無	無
© H 70 H 37 H 3	() _ () _ () _ () _ () _ () _ () _ () _	JCBC FIM	計画値比			
	7 年 中 ナロ = W		計画値	1	1	1
	障害者相談	設置箇所数	実績値	1	1	1
	支援事業所		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
	基幹相談支援		計画値	無無	無無	無無
	センター	設置の有無	実績値	無	無	無
③相談支援			計画値比	_	_	_
事業	基幹相談支援		計画値	無無	無 無	無無
	センター等	実施の有無	実績値	無	無	無
	強化事業		計画値比	_		
	住宅入居等		計画値	無	無	無無
	支援事業	実施の有無	実績値	無	無	無
	人級手术		計画値比	_	_	_
④成年後見制	制度	 実利用者数	計画値	1	1	1
利用支援事業			実績値	0.0%	0.0%	0
			計画値比	0.0%	0.0%	0.0% 0
	手話通訳者	中41日 21 ***	計画値 実績値) 0	0	0
5意思疎通	派遣事業	実利用者数	計画値比			
支援事業			計画値	0	0	0
人及于未	要約筆記者	実利用者数	<u> </u>	Ö	0	0
	派遣事業		計画値比	_		_
			計画値	11	11	11
⑥日常生活用	月具給付等事業	利用件数	実績値	13	14	14
			計画値比	118.2%	127.3%	127.3%
⑦手話奉仕員	員養成研修事業			計画値なし		
			計画値	2	2	2
		実施箇所数		2	2	2
			計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
⑧移動支援事業			計画値	2	2	2
		実利用者数	実績値	2	2	2
			計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
			計画値	117	117	117
		利用時間数	実績値	40	48	60
			計画値比	34.2%	41.0%	51.3%
⑨地域活動支援センター事業		計画値なし				

■ (8) 地域生活支援事業(任意事業)

じん臓機能障害者等通院交通費給付事業と中等度難聴児発達支援事業は、令和3年度のみ利用がありました。福祉ホームの運営事業、重度障害者タクシー乗車料金等助成事業、ごみ収集支援事業は一定の利用があります。その他のサービスの利用実績はありません。

実利用者数:人/年(*じん臓機能障害者等通院交通費給付事業は人/月)、設置箇所数:箇所/年

			令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
①自動車改造費助成事業		計画値	0	0	0
	実利用者数	実績値	0	0	0
		計画値比			
②短灯上 / ②写觉束带	+ <1 m + 1/4	計画値	1	1	1
②福祉ホームの運営事業	実利用者数	実績値	1	1	1
		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%
③オストメイト対応 トイレ事業			計画値なし		
④じん臓機能障害者等		計画値	1	1	1 0
通院交通費給付事業	実利用者数*	実績値	1	0	
四阮父 四頁和刊		計画値比	100.0%	0.0%	0.0%
⑤重度障害者タクシー		計画値	32	32	32
乗車料金等助成事業	実利用者数	実績値	27	21	21
来半科並守助戍争未		計画値比	84.4%	65.6%	65.6
6中等度難聴児	実利用者数	計画値	0	0	0
発達支援事業		実績値	2	0	0
尤 庄 义饭争未		計画値比	_	_	_
		計画値	0	0	0
⑦買い物支援事業	実利用者数	実績値	0	0	0
		計画値比	_	_	_
	実利用者数	計画値	0	0	0
8外出支援サービス事業		実績値	0	0	0
		計画値比	—	_	_
⑨通所入浴サービス事業		計画値	1	1	1
	実利用者数	実績値	0	0	0
		計画値比	0.0%	0.0%	0.0%
		計画値	3	3	3
⑩ごみ収集支援事業	実利用者数	実績値	3	3	3
		計画値比	100.0%	100.0%	100.0%

4 現状と課題

本村の現状と課題を3つの基本目標ごとに整理しました。

基本目標1 ともに暮らす地域づくり

- ◆令和3年に障害者差別解消法が改正され、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮の提供がより一層求められています。本村では、小・中学校で人権教育を実施し、偏見や差別の解消に向けた授業や研究協議を行っています。また、アンケートをみると、直近3年に障害があることで差別・偏見を受けたことがある方は1割台半ばと、前回(24.7%)に比べて低下しており、障害者への理解が進んでいる状況がうかがえます。
- ◆成年後見制度の利用促進に向けて、令和3年度に「成年後見センターひのはら」を立ち上げました。一方、成年後見制度を知らない方は半数以上となっており、また、今後成年後見制度を<活用したいと思わない>が1割台後半、<わからない>が約4割となっています。引き続き、成年後見制度に関する情報提供や理解促進が求められます。
- ◆18 歳以上の就労していない方のうち、<就労したい>と<就労したいができない>が合わせて約4割となっています。また、就労支援で必要なことでは、<職場の上司や同僚に障害に対する理解があること>が4割台半ば、<通勤手段の確保><障害特性に合った職業・雇用の拡大>が3割台となっています。働く意欲のある障害者がその適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、企業等と連携し、職場の理解促進や、一人ひとりに合わせた就労の機会づくりなどが求められます。
- ◆障害福祉の冊子で障害福祉サービスに係る情報提供を図っていますが、障害福祉に係る情報の入手方法がわからない方が約3人に1人となっています。また、障害福祉に係る情報をどのような媒体で発信されると入手しやすいかについては、<村の広報紙>が5割以上、<村のホームページ>が2割台後半となっています。村民ニーズも踏まえ、情報発信の充実に努めることが大切です。
- ◆一人暮らしや家族と暮らしている方のほとんどが、現在と同じ暮らしを希望しており、また、地域で生活するために必要な支援では、<必要な在宅サービスが適切に利用できること>が約3割となっています。サービスの利用実績をみると、訪問系サービスでは居宅介護・重度訪問介護で一定の利用があります。住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、適切な生活支援が必要です。

基本目標2 地域で支える支援体制づくり

- ◆本村では「ひのきのその」に相談支援事業を委託し、障害者やその家族等の障害福祉全般に関する相談に対応しています。一方、本村の相談窓口(役場の相談窓口、民生・児童委員、障害者相談支援事業所)をいずれも知らない方は3割台半ば、また、悩みや困ったことを相談できる人や機関がない方は約3割となっています。
- ◆障害者にとって暮らしやすい村にするために希望することでは、<何でも相談できる窓口を充実させる>が最も高くなっています。引き続き、民生・児童委員や相談支援事業所と連携し、一人ひとりに合わせた相談体制の充実が求められます。
- ◆障害者の地域生活支援を推進するため、地域生活支援拠点の在り方について自立支援協議会で検討を進める予定でしたが、新型コロナウイルス等の影響により会議が書面開催となるなど、具体的な協議には至っていない状況です。
- ◆日常生活に不便が生じないよう<買い物支援事業>を実施しているものの、障害を理由としたサービス利用者はいない状況です。一方、アンケートでは、今後3年以内に利用したい地域生活支援で<買い物支援事業>を挙げた方は約5人に1人となっており、今後のニーズを踏まえつつ、適切なサービスを提供できる体制が求められます。
- ◆災害時に避難を手助けしてくれる方がいない方は約1割、わからない方が約2割となっています。また、災害時に困ることや不安なことでは、<安全な場所まで迅速に避難できないこと><移動や歩行が困難であること>が2~3割台となっています。災害発生時に安否確認・避難誘導・救助活動等を地域で円滑に行えるよう、災害時避難行動要支援者名簿の整備や個別避難計画の策定、防災訓練の実施など、地域防災体制の充実が必要です。

基本目標3 安心して生活できる村づくり

- ◆地域で生活するために必要な支援では、<在宅で医療ケアなどが適切に得られること>が 2割台半ばとなっています。また、災害時に困ることや不安なことでは、<投薬や治療が 受けられないこと>が最も高く、緊急時でも対応できる保健・医療ニーズの需要がうかが えます。障害者が安心して地域で生活できるよう、近隣の医療機関と連携し、必要な医療 を適切に受けられる体制づくりが必要です。
- ◆障害の早期発見・早期療育にあたって、地域の関係機関と連携し、地域子育てネットワーク支援事業を実施しています。また、特別支援教育の推進については、専門チームによる保育園・小学校・中学校巡回相談を行い、障害特性に応じたアセスメントに基づく支援を行っています。
- ◆令和3年に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が全面施行され、障害者等が安全に外出できるまちづくりが求められています。アンケートでは、外出するときに困ることで、<道路や駅に階段や段差が多い><電車やバスの乗り降りが困難である>が上位となっています。障害者だけでなく、すべての村民が安心して生活できるよう、公共施設や道路の整備等のハード面と、心のバリアフリー等のソフト面の両面からバリアフリーを進めることが大切です。

第3章 計画の基本理念・基本指針

1 基本理念

基本理念

障害のあるすべての方が地域で役割を持ち 地域社会の一員として活躍できる村づくり

障害者も含めたすべての村民が地域の中で役割を持ち、村の一員として活躍 できる村づくりを目指します。

基本理念



子供から大人まですべての村民がともに安心して 暮らせる、助けあい・支えあいの村づくり

村の子供から大人までのすべての方が、生涯にわたって住み慣れた場所や地域において、健やかに安心して日常生活を送れるよう、住民同士で助けあい・ 支えあう村づくりを目指します。

基本理念



村のあらゆる資源を活用し、

誰もが必要なサービスを受けることができる村づくり

村のすべての地域資源と周辺市町との地域連携を活用し、障害者が適切なサービスを受けることができる村づくりを目指します。



2 基本目標

基本理念の実現を目指し、次の3つの基本目標を展開します。

基本目標1 ともに暮らす地域づくり

- ■障害に対する差別や偏見をなくし、お互いを尊重できる地域づくりを進めます。
- ■障害者一人ひとりに合わせた就労支援を行い、雇用の機会の確保に取り組みます。
- ■障害者自身が役割や生きがいを持って住み慣れた地域で暮らせるよう、地域活動や文化・ スポーツ活動の参加を促します。
- ■住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活支援や家族者支援の充実を図ります。
- ■障害者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、意思疎通支援や情報提供の 充実を図ります。

基本目標2

▶ 地域で支える支援体制づくり

- ■事業所や専門機関等と連携し、多様な相談に対応できる体制を整備します。
- ■すべての村民がともに支えあいながら暮らしていけるよう、地域における支えあいのネッ トワークを構築します。
- ■災害時に障害者が孤立することがなく、円滑な避難誘導や救助活動等ができるよう、地域 防災体制の強化に努めます。

基本目標3 安心して生活できる村づくり

- ■医療・保健と連携し、障害者が必要な医療を適切に受けられる体制づくりに努めます。
- ■障害者(児)のライフステージに合わせた切れ目のない支援体制の充実を図ります。
- ■教育上特別な配慮を要する児童・生徒に対し、障害の程度・種類等に応じた就学相談・指 導の充実に努めます。
- ■障害者が住み慣れた場で安心して生活できるよう、道路や公共施設のバリアフリーを進め るなど、居住環境を整備します。

3 施策の体系

障害のあるすべての方が地域で役割を持ち地域社会の一員として 基本理念 活躍できる村づくり 子供から大人まですべての村民がともに安心して暮らせる、 基本理念┃┃ 助けあい・支えあいの村づくり 村のあらゆる資源を活用し、 基本理念┃┃┃ 誰もが必要なサービスを受けることができる村づくり <基本目標1> <基本目標2> <基本目標3> ともに暮らす 地域で支える 安心して生活できる 地域づくり 支援体制づくり 村づくり 1障害のある方への 1相談体制の充実 1福祉サービスの充実 理解促進と権利擁護 2 医療・保健・福祉の 2 社会参加の促進 連携強化 2支えあいの ネットワークの構築 3 地域生活移行の推進 3療育・教育の充実 3 地域防災体制の整備 4情報提供体制の充実 4居住環境の整備 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス 児童福祉法に基づく障害児サービスなど(第5章)

第4章 障害者計画における施策の推進

基本目標1 ともに暮らす地域づくり

■(1)障害のある方への理解促進と権利擁護

◆取組の方向性

障害のある方もない方も、ともに暮らしていくためには、障害について関心を高め、正しく理解することが大切です。そのため、イベントの実施や広報活動で障害に関する知識の普及啓発を図るだけでなく、学校教育の中で障害福祉を学ぶ機会をつくります。また、成年後見制度の利用促進や市民後見人等の活動支援を通して、障害のある方の権利擁護に向けた取組を強化します。

施策・事業	内容
 障害のある方への	障害のある方に対する住民の理解と認識を深めるため、各種イベン
理解・啓発事業	ト等、様々な機会を利用して、ノーマライゼーションの理念の普及・
在所 "百九争未	定着に努めます。
陪宝垣礼制度の辺知点し	障害者(児)のための制度を多くの方に知ってもらうため、制度につ
障害福祉制度の認知向上	いての広報や情報提供に努めます。
学校における障害福祉教育の	障害のある児童・生徒との日々の生活体験や都立特別支援学校との
推進	交流、人権教育において、障害福祉の教育を推進します。
自立支援と権利擁護の充実	知的障害や精神障害等の理由で判断能力が十分でない方が地域にお
	いて自立した生活が送れるよう、障害福祉サービスの利用援助等を
	行う日常生活自立支援事業の充実を図ります。
中核機関(推進機関)の設置	知的障害や精神障害等の理由で、判断能力が低下し、自らの財産管理
	や日常生活を営むことが困難になった場合でも、地域で生活を継続
	できるよう、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見
	人支援機能を備えた機関の設置を検討します。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度の利用を促進するために、申し立てに係る費用の助成
	や、成年後見人に対する報酬費用の助成等、各種事業を検討します。

(2) 社会参加の促進

◆取組の方向性

障害のある方が、社会参加を通して地域住民と交流することは、役割づくりや生きがいづくりにつながります。社会参加を進めるために、就労の場や地域活動の機会の確保が重要です。そのため、事業所と連携して一人ひとりに合わせた訓練や相談を行い、障害のある方が安心して働けるよう、就労支援の充実に努めます。また、障害のある方のニーズに応じた様々な地域活動が展開できるよう、関連団体の活動を支援します。

◆施策・事業の展開

①就労・雇用の促進

施策・事業	内容
	就労に必要となる知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する
就労系障害福祉サービスの	支援、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供など、就労系障害福
充実	祉サービスの充実を図ります。(就労移行支援、就労継続支援(A 型)、
	就労継続支援(B 型)、就労定着支援)
福祉作業所の充実	福祉作業所の機能のさらなる充実を促し、障害者の気軽な利用・活動
	を支援します。
更生訓練費支給事業	就労移行支援事業または自立訓練事業を利用している方及び、障害
	者総合支援法により入所している方に更生訓練費を支給します。
障害者雇用の促進	村内における障害者雇用を促進するため、村内事業所に対し、村独自の
	助成制度の創設を検討します。また、庁舎内に障害者雇用に係る啓発資
	料を配架するなど、障害者雇用への理解促進・啓発を図ります。

②スポーツ・文化・余暇活動等の促進

施策・事業	内容
心身障害のある方の交流の	心身障害者親睦旅行事業等の促進を図り、心身障害のある方の交流
	機会を提供するとともに障害者団体の活動を支援し、社会参加の充
促進	実を図ります。
文化活動の促進	障害のある方の文化活動を促進するため、趣味活動の成果発表等の
	展示や催物等を行います。また、障害のある方が指導者・リーダーと
	して活動できるよう、支援に努めます。
団体・機関のネットワーク化	障害のある方本人や家族、支援団体、社会福祉法人等と行政がともに
	福祉施策の在り方等について考え、相互交流を図ることができるよ
	う、ネットワーク化を図ります。
コミュニティ活動の活性化	福祉活動の主体となる団体や行政区組織に対して、行政情報の提供
	や地域での交流活動への支援を行います。

■(3)地域生活移行の推進

◆取組の方向性

障害のある方が住み慣れた地域・場所で暮らしていけるよう、地域生活支援の充実を図ります。居宅介護、重度訪問介護等居宅で生活しながら療養できるサービスや、行動援護、移動支援事業等外出時における移動支援サービス等を展開させて、障害のある方が安心できる生活環境を確保します。また、地域生活支援拠点等の整備を図り、地域で安心して生活できる体制づくりに努めます。

施策・事業	内容
訪問系サービスの充実	障害のある方の居宅での生活・療養を促進するため、居宅介護、重度
	訪問介護、同行援護、行動援護等、障害程度に応じた必要なサービス
	の提供に努めます。
	障害のある方の日中活動を促進するため、生活介護、自立訓練(機能
日中活動系サービスの充実	訓練・生活訓練等)、障害程度に応じた必要なサービスの提供に努め
	ます。
心身障害者短期入所事業	心身障害のある方が必要な時に短期入所を利用できるよう、事業所
心牙障古名应别八川争未	と連携を図り、サービスの提供に努めます。
	補装具の交付及び修理についての理解を深め、利用促進を図ります。
日常生活用具の給付及び貸与	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業については、実施主体
	である東京都に要請し、利用の簡便化を求めます。
 自動車改造費の助成	広報等により事業の PR 活動を行い、啓発に努め、利用者の拡大を図
日割早以厄貝の助队	ります。
	じん臓または小腸の機能に障害を有する方が、障害に基づく症状を
じん臓機能障害者等通院等	軽減または除去する目的で、医療機関において人工透析療法または
交通費補助事業	中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるた
义坦貝州功争未	め、その医療機関への通院に要した交通費を補助し、じん臓機能障害
	者等の福祉を増進します。
交通機関の割引等事業	障害のある方等に対して、交通機関の割引等を周知することにより
父旭俄鬨の割り守事未	社会参加の促進に努めます。
	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外
移動支援事業	出に際して、移動の支援を行います。事業の運営にあたっては、地域
	の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態で実施します。
重度障害者タクシー	在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金ま
乗車料金等助成事業	たはガソリン購入費を助成し、移動の利便を図ります。
地域化活士授伽占の整件	障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、障害者の地域生活
地域生活支援拠点の整備	支援を推進するため、地域生活支援拠点の整備を進めます。

■(4)情報提供体制の充実

◆取組の方向性

障害の有無にかかわらず必要な情報を適切に入手できるよう、情報アクセシビリティを向上させて情報提供体制の充実に努めます。また聴覚、言語機能、音声機能等を理由に意思疎通が困難な方と円滑なコミュニケーションを図るために、意思疎通支援を推進します。

施策・事業	内容
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに
	支障のある方に、手話通訳等の方法により、障害のある方とその他の
	方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣等を行います。
	視覚や聴覚に障害のある方に対する情報バリアフリーを促進するた
情報バリアフリーの推進	め、社会動向や新しい技術に対応した情報提供方法について調査・検
	討を進めます。
情報公開の総合的な推進	広報ひのはらやホームページをはじめ、各種行政情報のお知らせ等
	を活用して、幅広く障害福祉に関する情報を提供します。また、各関
	連機関や相談機関との連携により情報の共有化を図り、より正確で
	迅速な提供体制を構築します。
利用者に応じた情報提供の 充実	住民が必要とする情報を、障害の有無にかかわらず誰でも適切に得
	られるように広報ひのはらやホームページをとおして情報提供の充
	実に努めます。
情報提供とプライバシーの 保護	個人の権利とプライバシー保護を基本に、地域からの情報提供の在
	り方について検討するとともに、必要な方に適切な情報が伝達され
	るよう障害福祉情報の提供に努めます。

基本目標2 地域で支える支援体制づくり

(1) 相談体制の充実

◆取組の方向性

障害福祉に関する多様な相談に対して、サービス提供事業所や専門機関につなげたり、地域の民生・児童委員や地域包括支援センターと連携して適切な支援を提供したりするなど、 一人ひとりに合わせた相談体制を充実させます。

施策・事業	内容
	障害の有無にかかわらず、村民の方が障害福祉に関する相談を気軽
	に行えるよう相談窓口の周知を図るなど、相談支援体制を拡充させ
相談支援体制の充実	ます。また、サービス提供事業所や専門機関の紹介を行うとともに、
旧談又版件削り元夫	虐待の防止や早期発見等、権利擁護のために必要な援助を行います。
	地域の民生・児童委員との連携を図り、障害のある方の問題解決、社
	会参加等、多角的な面から相談支援を行います。
精神保健巡回相談の充実	専門医や保健師等が巡回相談を実施し、精神障害のある方の早期治
	療と社会復帰を図ります。
指定相談支援サービス	地域生活に移行した障害のある方、退院した精神障害のある方等、自
	ら障害福祉サービスの利用に関する調整が困難な単身者等、計画的
	なプログラムに基づく支援が必要と認められる方に対し、相談支援
	事業者との連携を図り、総合的なケアマネジメントを提供します。

■(2) 支えあいのネットワークの構築

◆取組の方向性

関連機関、団体、施設、ボランティア等と支えあいのネットワークを構築して、障害のある方の自立した暮らしを支えていきます。また、支えあいの輪を広げるために、福祉活動に参加する人材の育成・発掘や障害のある方を支援するボランティアの育成に努めます。

施策・事業	内容
機関・施設・団体間の連携	複数の機関が連携して効果的な支援を行うため、障害者関係機関・施
版民・心政・凶体间の建協	設・団体間の組織化・ネットワーク化を推進します。
ボランティア等による	障害のある方の地域交流や日常の活動を促進するため、ボランティ
地域サービスへの支援	ア等、地域活動グループへの支援を拡充します。
	障害者施設が地域活動へ積極的に参加し、障害に対する住民の理解
施設と地域活動との連携	を深めるとともに、施設を地域に開放すること等により、地域での社
	会資源としての活用を促進します。
	社会福祉協議会のボランティアセンターを中心に、障害のある方を
ボランティアの育成	支援するボランティアの育成に努めます。また、学校教育等の場でボ
	ランティア活動について学ぶ機会を提供し、地域住民によるボラン
	ティア活動の広がりを促進します。
緊急通報体制の充実	障害のある方の安全確保のため、緊急通報体制の新たな事業を検討
	し、より一層の充実を図ります。
買い物支援の充実	地理的な特性により買い物に不自由を感じる障害者も多いことか
	ら、日常生活に不便が生じないよう買い物支援の充実を図ります。
ごみ出し支援の充実	ごみ出しをすることが困難な障害者に対し、声かけを行いながら、可
	燃ごみ、不燃ごみ、資源物の戸別収集を実施します。

■(3)地域防災体制の整備

◆取組の方向性

災害時に障害のある方を孤立させないため、要配慮者の把握や自主防災組織の充実など、 総合的な地域防災体制の整備に努めます。また、防災に対する知識の普及・啓発を行い、防 災意識の向上を目指します。

施策・事業	内容
救急情報の活用支援事業	災害時や救急時等、緊急の事態に備え、個別避難計画を整備し、在宅
	福祉の増進を図ります。
総合的な階級体制の玄宝	地域防災計画に基づき、自主防災組織の育成、活動支援や防災マップ
総合的な防災体制の充実	の作成等総合的かつ計画的な防災対策を推進します。
避難場所の確保	身近な学校施設や公共施設等、障害のある方が安心して避難できる
	避難場所や施設の確保に努めます。
避難行動要支援者の保護	災害時における緊急連絡体制を整備するため、庁内で連携し、プライ
	バシーの保護に配慮しつつ、障害のある方等の避難行動要支援者の
	把握に努め、地区ごとに災害発生時に安否確認・避難誘導・救助活動
	を行う体制を整備します。
防災意識の向上	防災に関する知識の普及・啓発を行い、障害のある方を含めた地域住
	民の防災意識の向上を図ります。

基本目標3 安心して生活できる村づくり

■(1) 福祉サービスの充実

◆取組の方向性

障害のある方やその家族が望む日常生活を営むことができるよう、福祉サービスの柔軟な 提供に努めます。また、福祉サービスの質と量を充実させるため、専門的な技術及び知識を 有する人材の確保と資質の向上を図ります。

施策・事業	内容
	「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化して
共生型サービスの導入の	いる福祉ニーズに臨機応変に対応し、既存の福祉サービス事業所で障
検討	害者(児)向けサービスを受けられるよう、共生型サービスの導入の
	検討を行います。
	同一世帯で実施するホームヘルパーの派遣等、高齢者サービスや介
高齢者・介護保険サービス	護保険サービスと共通するものについて、利用世帯の現状を把握し
との連携	ているケアマネジャー等、関係機関と十分に連携しながら、適切かつ
	効果的なサービスを提供します。
	短期入所(ショートステイ)や共同生活援助(グループホーム)、そ
施設入所の支援	の他施設に入所する障害のある方について、関係機関と調整しなが
	ら施設入所とサービス受給ができるよう支援します。
	障害者支援施設への入所・通所措置を円滑に行うため、体制づくりの
障害者支援施設への	強化・育成に努めます。地域におけるニーズの発生を早急かつ、また
入所措置	適時に把握すると同時に、対象者及び家族等の事情を取りこむこと
	に努め、適正な入所措置を推進していきます。
専門従事者の確保	福祉の専門人材の確保のため、村内の障害福祉に係る資源や事業所の雇
守门促争有の唯体	用情報等について、村の広報紙や村ホームページで周知します。
	地域での福祉活動に参加する人材を発掘、育成するとともに、関係機
専門職経験者等の活用	関との連携のもとに、専門職として資格や経験を有し、退職をした方
	を活用するなど、福祉人材の確保に努めます。

■(2)医療・保健・福祉の連携強化

◆取組の方向性

障害の重複化や重症化を防止するため、障害のある方が適切な医療が受けられ、身近なところでリハビリテーションができるよう、医療機関や福祉サービス事業所等との連携を強化します。また、健康診査や健康教育の充実を図り、健康づくりを促進します。

施策・事業	内容
関連機関との連携強化	東京都(西多摩保健所)で実施する精神保健事業の積極的・有機的な
	活用を図るとともに、福祉事務所や医療機関との連携を強化し、専門
	機関からの精神保健サービスが速やかに提供されるよう努めます。
	障害のある方が安心して適切な医療が受けられるよう、近隣の医療
医療機関との連携強化	機関との連携を強化します。
地域リハビリテーションの	医療機関や介護サービス事業所等と連携し、身近な地域でのリハビ
充実	リテーションの充実を図ります。
	医療費の自己負担分を原則 1 割とする従来の自立支援医療(更生医
自立支援医療給付	療・精神通院医療・育成医療)の周知、利用促進を進め、経済的負担
	の軽減等を図ります。
自主的な健康づくりへの支援	障害のある方の健康に対する意識の高揚を図るとともに、住民主体
	の健康づくり活動への支援に努めます。
健康診査	18 歳以上の村内居住者を対象として、健康診査を実施します。受診
	率の向上を目指すとともに、生涯を通じた健康づくりや健康管理体
	制づくりに取り組みます。
健康教育	各種の健康教育、健康教室を開催します。また、障害の有無にかかわ
	らず健康教室の参加者の拡大に努めます。

■(3)療育・教育の充実

◆取組の方向性

保健所との連携を中心とした早期発見・早期治療に至る療育のネットワークを構築して、 障害児が円滑な教育・保育等を利用できるよう切れ目のない支援を行います。障害児とその 家族が安心して暮らせるよう、一人ひとりの障害の特性や状況に応じた相談と指導の充実に 努めます。

施策・事業	内容
	身体・情緒に障害のある子供、あるいは障害が予想される子供には、
	子育て支援部門との連携を中心にした早期発見・早期治療のネット
早期療育ネットワークの構築	ワークシステムの構築が重要であるため、本村の地域特性を考慮し
	つつ、プライバシーの保護に配慮し、体制の整備について検討しま
	す。
	運動発達遅滞・精神発達遅滞、発達障害等が疑われる乳幼児に対し
乳幼児発達健康診査	て、発達に重点をおいた健診を行い、障害の早期発見に努め、療育の
	支援を検討します。
特別支援教育	学習における支援等を必要とするすべての児童・生徒が、ニーズに応
	じた教育を受けられる特別支援教育を行います。
就学相談・指導の充実	教育上特別な配慮を要する児童・生徒の適正な就学を図るため、一人
	ひとりの個性や能力が最大限伸ばせるよう、障害の程度・種類等に応
	じた就学相談・指導の充実に努めます。

(4)居住環境の整備

◆取組の方向性

障害のある方が地域で安心して生活するため、公共施設や生活環境等障害特性に考慮した バリアフリーを推進します。障害のある方だけでなく、すべての村民が暮らしの中で不自由 や危険を感じることがないよう、地域にやさしい環境づくりを進めます。

施策・事業	内容
重度身体障害者(児)	重度身体障害者(児)の在宅生活を容易にし、介護者の負担を軽減す
在宅設備改造費の給付	るための住宅設備改善に関する経費を助成します。
オストメイト対応トイレ	既存の公共トイレを改修する際に、各公共施設の所管課にオストメ
整備事業	イト対応トイレの設置を働きかけます。
バリアフリーの村づくりの	「東京都建築物バリアフリー条例」等に基づき、住宅、生活環境の整
推進	備等、福祉の村づくりを計画的に推進します。
ユニバーサルデザインの	誰もが住みやすい村づくりを進めていくため、ユニバーサルデザイ
普及・啓発	ンの考え方の普及・啓発の推進を検討します。

第5章 障害福祉計画・障害児福祉計画

1 計画の基本的な考え方

【障害者総合支援法の基本理念】

障害者総合支援法では、「障害者等が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい 日常生活・社会生活を営み、共生社会の実現を目指す」という、障害者基本法の基本的な理 念にのっとり、次のような基本理念を掲げています。

第一条の二

- ・すべての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえ のない個人として尊重されること
- ・すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性 を尊重し合いながら共生する社会を実現すること
- ・すべての障害者及び障害児が可能な限りその身近な場所において必要な日常生活または社会生活を営むための支援を受けられること
- ・社会参加の機会が確保されること
- ・どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること
- ・地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと
- ・障害者及び障害児にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去に資すること

2 障害福祉サービスの提供体制が目指す目標

障害福祉サービスの提供体制の確保に係る目標として、7つの「成果目標」を設定することとされています。成果目標の設定にあたっては、考え方について国が基本指針を定め、市町村がそれらをもとに実績及び地域の実情を踏まえて設定することとされています。また、成果目標を達成するために、障害福祉サービスの利用人数や利用日数に係る「活動指標」を設定することが求められています。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

- ①令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること。
- ②令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減すること。

【村の方向性】

国の基本指針と村の実情を踏まえ、成果目標を以下のとおりに設定します。

引き続き在宅サービスや相談支援等を強化して、地域生活移行の支援体制を整備します。

■成果目標

①令和8年度末までの地域移行者数	0人
②令和8年度末時点の施設入所者数	6人
【参考】令和4年度末時点の施設入所者数	6人

地域生活移行:施設入所から共同生活援助や自宅へ生活の場を移すこと

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

- ①精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数を 325.3 日以上とすること。【都道府県】
- ②精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満)を設定すること。【都道府県】
- ③精神病床における早期退院率を入院後3か月時点は68.9%以上、6か月時点は84.5%以上、1年時点は91.0%以上とすること。【都道府県】

【村の方向性】

上記の成果目標は、すべて都道府県において設定されることとなっています。

成果目標の達成に向けた取組として、市町村ごとに保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数や関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数の見込みを設定することとなっています。

村の実情、具体的な数値の見込みは難しいですが、精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のため、地域包括支援センターを含めた保健・医療・福祉関係者による地域自立支援協議会を協議の場とし、対応していきます。

■地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量

都が算出した令和8年度末の長期入院患者(1年以上入院患者数)の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量(利用者数)は以下のとおりです。

基盤整備量		2人	65 歳以上 2 人
		2 /	65 歳未満 0 人
【参考】		12 人	65 歳以上 9 人
長期入院患者数	※令和3年時点		65 歳未満 3 人

■(3)地域生活支援の充実

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

- ①各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる 効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めること。
- ②年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと。
- ③強度行動障害を有する方の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めること。

【村の方向性】

現状、村内にグループホーム等の居住できる施設がなく、令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備することは難しいですが、調査・研究を進め、検討を行っていきます。また、相談支援を強化し、緊急時にも対応できるような体制を整備していきます。

■(4)福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

- ①一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上とすること。
- ②就労移行支援事業、就労継続支援 A 型事業及び就労継続支援 B 型事業のそれぞれに係る移行者数の目標値を定めることとし、それぞれ令和3年度実績の1.31倍以上、概ね1.29倍以上及び概ね1.28倍以上を目指すこと。
- ③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した方の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすること。
- ④就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の1.41倍以上とすること。
- ⑤就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすること。

【村の方向性】

国の基本指針と村の実情を踏まえ、成果目標を以下のとおりに設定します。

障害者の雇用を促進するため、就労移行支援や就労継続支援を提供する事業所の確保や企業への働きかけを行うとともに、障害者本人に対しても一般就労や雇用支援に関する理解の促進を図ります。また、本村における物品の購入、役務の提供等について、福祉施設での受注機会の拡大にも努めます。

■成果目標

①一般就労への移行者数	2人
②うち、就労移行支援事業の利用者数	0人
②うち、就労継続支援 A 型事業の利用者数	2人
②うち、就労継続支援 B 型事業の利用者数	0人
③就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以 上の事業所の割合	0 %
④就労定着支援事業の利用者数	0人
⑤就労定着率が7割以上の事業所の割合	0 %

■参考

項目	令和3年度
一般就労への移行者数	0人
就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	0人
就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	0人
就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	0人
就労定着支援事業の利用者数	0人

■(5)障害児支援の提供体制の整備等

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

- ①児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置すること。児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築すること。
- ②難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組を進めること。【都道府県】
- ③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1箇所以上設置すること。
- ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置すること。
- ⑤障害児入所施設に入所している児童が 18 歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、移行調整に係る協議の場を設置すること。【都道府県】

【村の方向性】

現状、令和8年度末までに児童発達支援センターや児童発達支援事業所等を設置することは難しいですが、児童関連の既存の協議会や地域自立支援協議会を協議の場とし、引き続き関係機関と連携をしながら支援体制を整備するとともに医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置します。

【(6)相談支援体制の充実・強化等

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

- ①各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密 化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置(複数市町村による共同設置 可)するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保するこ と。
- ②地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保すること。

【村の方向性】

現状、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置することは難しいですが、地域自立支援協議会を中心に相談支援事業所や専門機関、地域の民生・児童委員等関係機関と連携し、一人ひとりに合わせた総合的な支援を行いながら相談支援体制の充実・強化等に努めます。

また、協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等について検討します。

(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る 体制の構築

【国の基本指針(令和8年度末の目標)】

①障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築すること を基本とする。

【村の方向性】

国の基本指針と村の実情を踏まえ、成果目標を以下のとおりに設定します。

成果目標の達成に向けた取組として、都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市町 村職員の参加人数や、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有体制の構築及び実 施回数の見込みを設定することとなっています。

村の実情、具体的な数値の見込みは難しいですが、障害福祉サービス等の各種研修を活用して、障害福祉サービスの質の向上に取り組みます。

■成果目標

3 障害福祉サービス等の見込み量と取組

(1) 障害福祉サービスの充実

訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅や通所等で利用するサービスです。

①居宅介護

【内容】

居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する 相談及び助言、その他の生活全般にわたるサービスを提供します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人日/月	9	9	9
	人/月	2	2	2

②重度訪問介護

【内容】

重度の肢体不自由者で常時介護を要する障害者について、居宅における入浴、排せつ及び 食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活全般にわたる援助並びに外出時の移動中の 介護を総合的に行うサービスを提供します。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度訪問介護	人日/月	21	21	21
	人/月	1	1	1

③同行援護

【内容】

視聴覚障害により、移動に著しい困難を有する方について、その方が外出移動及び外出先において必要な視覚的情報の支援(代筆・代読等)、移動の援護、外出時に必要とされる援助サービスを提供します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
同行援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

4)行動援護

【内容】

知的障害または精神障害により、行動上著しい困難があり、常時介護を要する方について、 その方が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の 介護等のサービスを提供します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
行動援護	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

5重度障害者等包括支援

【内容】

常時介護を要する障害者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、 四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方並びに知的障害または精神障害により行動上著しい 困難を有する方について、居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者等包括支援	時間/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

日中活動系サービス

日中活動系サービスは、障害者支援施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。

①生活介護

【内容】

常時介護を要する障害者について、主として昼間、障害者支援施設等において行われる入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援並びに創作的活動及び生産活動の機会の提供、その他の身体機能または生活能力の向上のために必要な支援を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	10/8	175	175	175
	人日/月	< 0 >	< 0 >	< 0 >
	l / 🖯	8	8	8
	人/月	< 0 >	< 0 >	< 0 >

^{※&}lt;>内は重度障害者(強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする人など)の見込み

②自立訓練 (機能訓練)

【内容】

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス事業所等において、身体機能の向上のために一定期間にわたり行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日/月	0	0	0
	人/月	0	0	0

③自立訓練(生活訓練)

【内容】

自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障害者支援施設、サービス提供事業所等において、生活能力の向上のために一定期間にわたり行われる入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(生活訓練)	人日/月	25	25	25
	人/月	1	1	1

※精神障害者のサービス利用見込みの設定

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の	人日/月	0	0	0
自立訓練(生活訓練)	人/月	0	0	0

4就労移行支援

【内容】

就労を希望する障害者について、一定期間にわたり、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供を通じて行われる就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談等を行います。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日/月	16	16	16
	人/月	1	1	1

⑤就労選択支援【新設】

【内容】

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手 法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

【見込み】

村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
÷₹	人日/月	16	16	16
就労選択支援	人/月	1	1	1

⑥就労継続支援A型(雇用型)

【内容】

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が可能である障害者に対して行う雇用契約の締結等による就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援A型	人日/月	22	22	22
(雇用型)	人/月	1	1	1

(7)就労継続支援B型(非雇用契約型)

【内容】

通常の事業所に雇用されることが困難であって、雇用契約に基づく就労が困難である障害者に対して行う就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 B 型	人日/月	98	98	98
(非雇用契約型)	人/月	6	6	6

⑧就労定着支援

【内容】

利用者が就職してから、少なくとも6か月以上の間、障害者就業・生活支援センターや職場適応援助者と連携を図りながら、事業主に対する助言、就職後に生じた職場不適応への対応等について、職場訪問や家庭訪問等による相談支援を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	人/月	0	0	0

⑨療養介護

【内容】

医療を要する障害者であって常時介護を要する方について、主として昼間に病院において 行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護及び日常生活上の 支援を行います。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人/月	1	1	1

⑩短期入所(福祉型)

【内容】

居宅においてその介護を行う方の疾病、その他の理由により障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害者等について、これらの施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日/月	10	20	30
		< 0 >	< 0 >	< 0 >
	人/月	1	2	3
		<0>	<0>	< 0 >

^{※&}lt;>内は重度障害者(強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする人など)の見込み

居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。

①共同生活援助(グループホーム)

【内容】

障害者について主として夜間に、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先やその他関係機関との連絡、その他の日常生活上の支援を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
井田本江西山 I/D		7	7	7
共同生活援助	人/月	< 0 >	< 0 >	< 0 >

^{※&}lt;>内は重度障害者(強度行動障害や高次脳機能障害、医療的ケアを必要とする人など)の見込み

※精神障害者のサービス利用見込みの設定

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の共同生活援助	人/月	1	1	1

②施設入所支援

【内容】

施設に入所する障害者について、主として夜間に行う入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	人/月	6	6	6

③自立生活援助

【内容】

共同生活援助や施設入所支援を利用していた方等を対象として、定期的な巡回訪問や随時の対応により、円滑な地域生活に向けた相談・助言等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0

※精神障害者のサービス利用見込みの設定

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の自立生活援助	人/月	0	0	0

相談支援

相談支援は、適切なサービスの利用や地域移行にかかわる支援を行います。

①計画相談支援

【内容】

障害者の課題の解決や適切なサービス利用のため、サービス等利用計画を作成し、一定期間ごとに計画内容の見直しを行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人/月	5	5	5

②地域移行支援

【内容】

障害者支援施設や精神科病院に入所・入院している障害者に、地域移行支援計画の作成、 相談による不安解消、外出時の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域移行支援	人/月	0	0	0

※精神障害者のサービス利用見込みの設定

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域移行支援	人/月	0	0	0

③地域定着支援

【内容】

居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時に は必要な支援を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域定着支援	人/月	0	0	0

※精神障害者のサービス利用見込みの設定

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害者の地域定着支援	人/月	0	0	0

障害児通所支援及び障害児相談支援

障害児通所支援及び障害児相談支援は、障害児系サービスの提供を行います。

①児童発達支援

【内容】

未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、治療(リハビリテーション)等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日/月	5	5	5
元里光连又饭	人/月	1	1	1

※「医療型児童発達支援」の見込みを含む

②放課後等デイサービス

【内容】

就学中の障害児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等を行います。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	人日/月	15	15	15
X	人/月	2	2	2

③保育所等訪問支援

【内容】

保育所等に通う障害児に対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための支援等を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	人日/月	0	0	0
体自州守初问义拔	人/月	0	0	0

4 障害児相談支援

【内容】

障害児通所支援のサービスの利用にあたって、障害児利用支援計画を作成し、その内容が 適切かどうか一定期間ごとにモニタリングを行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	人/月	1	1	1

⑤居宅訪問型児童発達支援

【内容】

重度の障害等の状態にある障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
D 内 計 明 可 旧	人日/月	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	人/月	0	0	0

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

【内容】

医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーター(相談支援専門員等)を配置します。

【見込み】

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児に対する 関連分野の支援を 調整するコーディネーター	人/年	1	1	1

(2)地域生活支援事業の強化

必須事業

①理解促進研修·啓発事業

【内容】

障害者が日常生活及び社会生活の際に生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

【見込み】

村で主催するイベント等での障害者理解に関する PR 活動の実施、地域自立支援協議会等において障害者理解に関する研修会を開催するなど、障害者理解の啓発活動に取り組みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

2自発的活動支援事業

【内容】

障害者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等)を支援します。

【見込み】

地域自立支援協議会や障害者団体等と連携し、どのような事業が自発的にできるかについて検討します。また、障害者やその家族、障害者団体等が自発的に行うピアサポート等の取組への支援体制の整備を図ります。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

③相談支援事業

【内容】

障害者やその家族等の障害福祉全般に関する相談に応じ、障害福祉サービス等必要な情報の提供と利用の援助、サービス提供事業所や専門機関の紹介等を行うとともに、虐待の防止や早期発見等、権利擁護のために必要な援助を行います。

【見込み】

平成 23 年度から村内の指定特定・一般相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所「ひのきのその」に相談支援事業を委託しています。同事業所には社会福祉士・精神保健福祉士等の専門的な資格を持つ職員を配置し、適切かつ円滑な相談支援に努めています。

今後もサービス提供事業所や相談支援事業所と連携しながら、事業の周知を行い、相談支援事業の利用促進を図ります。

また、基幹相談支援センターの設置と強化事業の実施を検討します。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	障害者相談支援事業所 (設置箇所数)	1	1	1
相談支援	基幹相談支援センター (設置の有無)	無	無	無
事業	基幹相談支援センター等 強化事業 (実施の有無)	無	無	無
	住宅入居等支援事業 (実施の有無)	無	無	無

4)成年後見制度利用支援事業

【内容】

判断能力が不十分で、親族等による後見等開始の審判の申し立てができない方について、 本人に代わって村長が申し立てを行います。

また、成年後見制度を利用するにあたって費用負担をすることが困難な方に対しての、審判申し立て費用及び後見人への報酬助成の実施について検討します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	人/年	0	0	0

⑤意思疎通支援事業

【内容】

聴覚、言語機能、音声機能、その他の障害のため意思疎通を図ることに支障のある方に、 手話通訳等の方法により、障害者とその他の方との意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣 等を行う事業です。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通	手話通訳者派遣事業 (人/年)	0	0	0
支援事業	要約筆記者派遣事業	0	0	0

⑥日常生活用具給付等事業

【内容】

重度障害者を対象に自立生活支援用具等の日常生活用具を給付し、生活の便宜や福祉の増進を図る事業です。日常生活用具は、「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排せつ管理支援用具」「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」に分けられます。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業	件/月	15	16	17

⑦手話奉仕員養成研修事業

【内容】

聴覚障害者との交流活動の推進や、広報活動等の障害者に対する支援者として期待される 手話奉仕員(日常生活程度の手話表現技術を取得した者)の養成研修を行う事業です。

【見込み】

手話通訳者の養成のための講習の実施については、人材や事業規模の面で村単独での実施が難しい状況です。

近隣市町等広域での実施や体制づくりを進め、人材の育成・確保に努めます。また、都の 養成講座等を活用します。

⑧移動支援事業

【内容】

屋外での移動や外出が困難な障害者に対して、社会通念上必要な外出や社会参加のための 移動を支援する事業です。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
	実施箇所数(箇所/年)	2	2	2
移動支援事業	利用時間数(時間/月)	60	60	60
	実利用者数(人/年)	2	2	2

⑨地域活動支援センター事業

【内容】

障害者等に対し創作的活動・生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を支援する事業で、地域の実情に応じ柔軟に実施する事業です。

【見込み】

定員の確保が困難なため、事業所の参入が難しく、現在の福祉作業所を地域活動支援センターに代わる事業所として事業を実施しています。

地域活動支援センターの設置については、福祉作業所の移行を含め、今後の方向性について地域自立支援協議会で検討します。

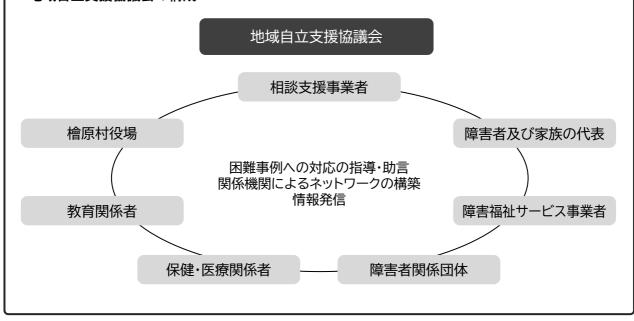
≪地域自立支援協議会≫

現在、本村では地域自立支援協議会を設置しています。

地域自立支援協議会は、身体・知的障害者相談員や村内の障害福祉サービス事業所等関係機関の職員を委員とし、相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について協議を行っています。また、ヘルプマークの PR 活動等、障害者理解に関する周知活動を行っています。

今後も関係機関の有する情報を共有し、相互間の連携を一層充実させていくことにより、 地域の実情に応じた体制の整備、障害者やその家族への支援や連携の在り方について検討し ます。

地域自立支援協議会の構成



任意事業

1自動車改造費助成事業

【内容】

身体障害者の日常生活上の利便性の向上や社会参加の促進を図るため、自動車改造にかかる費用を助成します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車改造費助成事業	人/年	0	0	0

②福祉ホームの運営事業

【内容】

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な障害者(ただし、常時の介護、医療を必要とする方を除く)を対象に、現に住居を求めている障害者につき、 低額な居宅やその他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な援助を行うことにより、 障害者の地域生活を支援します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
福祉ホームの運営事業	人/年	1	1	1

③オストメイト対応トイレ事業

【内容】

既存の公共トイレをオストメイト対応トイレに改修し、オストメイトの社会参加を促進し、 福祉の向上を図ります。

【見込み】

当面の設置予定はありませんが、今後の利用ニーズの対応に努めます。また、各公共施設の所管課に施設の整備改修時に設置の働きかけを行います。

④じん臓機能障害者等通院交通費給付事業

【内容】

じん臓または小腸の機能に障害のある方が、障害に基づく症状を軽減または除去する目的で、医療機関において人工透析療法または中心静脈栄養法若しくは経腸栄養法による医療の給付を受けるため、その医療機関への通院に要した交通費を助成し、じん臓機能障害者等の福祉の増進を図ります。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
じん臓機能障害者等	人/月	1	1	1
通院交通費給付事業	/ / /	1	1	1

⑤重度障害者タクシー乗車料金等助成事業

【内容】

在宅の重度障害者の社会参加を促進するため、タクシー乗車料金またはガソリン購入費を助成し、移動の利便性を図るとともに、重度障害者及び保護者等の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
重度障害者タクシー	人/年	21	21	21
乗車料金等助成事業	/ / +	21	21	21

6中等度難聴児発達支援事業

【内容】

身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対し、補聴器の購入費用の一部を助成することにより、言語の習得及び生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進し、難聴児の発達を支援します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
中等度難聴児	人/年	0	0	0
発達支援事業	/ / +	U	U	0

⑦買い物支援事業

【内容】

物流面から生活を支えるため、障害者への見守り機能と物資の運搬を複合的に行い、在宅での生活を支援します。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

今後、利用ニーズが発生したときに備えて、事業の実施体制の確保に努めます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
買い物支援事業	人/年	1	1	1

⑧外出支援サービス事業

【内容】

道路事情等により路線バスまたはデマンドバスの運行がない地域に居住する障害者に対し、 路線バス等に代わる移動支援を行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
外出支援サービス事業	人/年	1	1	1

⑨ごみ収集支援事業

【内容】

ごみ出しが困難な障害者を対象に、ごみや資源を玄関先まで戸別に収集します。また収集 時に声掛けを行い、安否確認も行います。

【見込み】

直近の実績と村の現状から以下のとおりに見込みます。

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ごみ収集支援事業	人/年	3	3	3

第6章 計画の推進に向けて

1 各サービスの円滑な実施に向けた取組

(1)庁内の連携体制の充実

障害者施策の推進にあたっては、福祉けんこう課をはじめ、幅広い分野における関係各課 と連携しながら、効果的な実施を図ります。

■(2)国・都・近隣市町との連携

計画の推進にあたっては、国・都からの情報を収集しながら、制度改正等の変化に迅速に 対応して施策展開を図ります。

また、専門的な知識を要するケース、広域的な対応が望ましいもの等については、都や近隣市町と連携し、適切な対応を図ります。

(3)村民・団体・事業所・関係機関等との連携

障害の有無にかかわらず、すべての村民が障害福祉に関する理解を深め、合理的な配慮を 実施していけるよう、本計画の内容を広く周知します。

また、障害者施策の推進にあたっては、村民・団体・事業所・関係機関等、地域の多様な主体と幅広く連携しながら、地域における見守りや支援の強化を目指します。

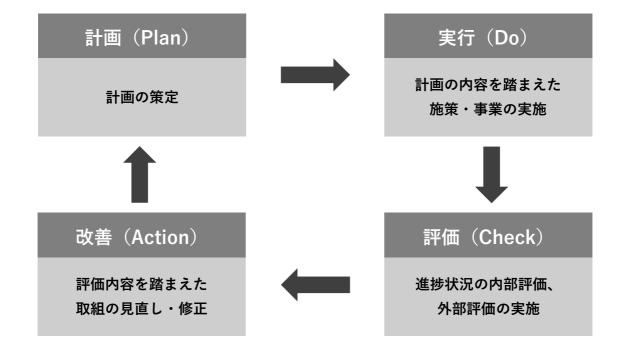
障害福祉に関する様々な課題解決を図るため課題検討会(仮)を設置し、障害のある方の 状況把握や困難事例への対応に関する協議・調整、関係機関とのネットワーク構築などを進 めます。

2 計画達成状況の点検及び評価

本計画の着実な実施に向け、施策・事業の達成状況や進捗状況について、多様な視点から 点検及び評価を行い、その結果を施策・事業に反映していきます。

点検及び評価は「計画(Plan)→実行(Do)→評価(Check)→改善(Action)」の PDCA サイクルに基づいて実施します。

■PDCA サイクルのプロセスイメージ



資料編

1 檜原村障害福祉計画策定委員会設置条例

(設置及び目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づき、檜原村の障害福祉を総合的に推進する施策の指針として、檜原村障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)を策定するにあたり、広く村民の意見を反映したものとするため、檜原村障害福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌)

第2条 委員会は、檜原村長(以下「村長」という。)の諮問に応じ、障害福祉計画の策定に関する事項について審議し、答申するものとする。

(組織)

- 第3条 委員会は、次の各号に掲げる者について、村長が委嘱する委員12名以内をもって組織する。
 - (1) 識見を有する者
 - (2) 障害者団体の代表
 - (3) 福祉関係の代表
 - (4) 医療関係の代表
 - (5) 公共的団体の代表
 - (6) 住民代表
 - (7) 村長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条の規定による当該諮問にかかる審議が終了したときとする。

(役員)

- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

檜原村障害福祉計画策定委員会委員名簿

令和6年3月31日迄

構成	役職・所属団体	氏名	
障害福祉関係	障害者団体代表者	市川 伊紀子	
福祉施設関係	社会福祉法人 緑水会	富永知里	
	檜原村障害者相談支援事業所		
福祉施設関係	特定非営利活動法人の・・む・ぎ	三谷 泰子	
社協関係	檜原村社会福祉協議会事務局長	◎小林 泰代	
	檜原村福祉作業所	中野 裕治	
民生・児童委員関係	障がい福祉部会	○宇田 俊史	
医療機関	檜原診療所長	田原 邦朗	
一般	住民	嶋田 照美	
行政関係	檜原村副村長	小林 泰夫	
保健・福祉関係	檜原村保健師	鈴木佳津枝	
	檜原村社会福祉士	長田 隆太	

(敬称略) ◎は委員長、○は副委員長

計画策定の経過

日程	内容等
令和5年7月7日~7月26日	障害福祉に関するアンケート調査の実施
令和5年10月4日	第1回檜原村障害福祉計画策定委員会
	(諮問)檜原村障害福祉計画について
	(1) 障害福祉に関するアンケート調査結果の報告に
	ついて
	(2)計画骨子案について
令和 5 年 12 月 18 日	第2回檜原村障害福祉計画策定委員会
	(1)計画素案について
令和 5 年 12 月 28 日	(答申)檜原村障害福祉計画について
令和6年1月4日~1月19日	パブリックコメントの実施
	意見件数 0件

檜原村障害者計画 第7期檜原村障害福祉計画·第3期檜原村障害児福祉計画

発行:令和6年3月

編集:檜原村 福祉けんこう課

〒190-0211 東京都西多摩郡檜原村 2717 番地

T E L 042-598-3121 F A X 042-598-1263